確認申請手数料一覧

日本建物評価機構　株式会社

別表第1　一戸建ての住宅　（法第6条の4による確認の特例建築物）　（単位：円）

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	―	100	㎡以内	¥17,000	¥18,000	¥30,000
100	―	200	㎡以内	¥28,000	¥29,000	¥36,000
200	―	500	㎡以内	¥38,400	¥35,200	¥44,000

別表第2　一戸建ての住宅（上記以外）及び長屋、共同住宅、寄宿舎で構造計算を伴わない建築物　（単位：円）

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	―	100	㎡以内	¥33,000	¥40,000	¥48,000
100	―	200	㎡以内	¥43,000	¥56,000	¥60,000
200	―	500	㎡以内	¥70,000	¥67,000	¥84,000

別表第3　上記1，2以外の建築物　（単位：円）

床面積				確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
0	―	100	㎡以内	¥81,000	¥60,000	¥60,000
100	―	200	㎡以内	¥90,000	¥70,000	¥70,000
200	―	500	㎡以内	¥112,500	¥100,000	¥100,000
500	―	1,000	㎡以内	¥120,000	¥120,000	¥133,000
1,000	―	2,000	㎡以内	¥184,000	¥160,000	¥171,000
2,000	―	3,000	㎡以内	¥248,000	¥200,000	¥228,000
3,000	―	4,000	㎡以内	¥304,000	¥210,000	¥275,500
4,000	―	5,000	㎡以内	¥360,000	¥220,000	¥304,000
5,000	―	7,000	㎡以内	¥448,000	¥250,000	¥365,750
7,000	―	10,000	㎡以内	¥480,000	¥280,000	¥400,000
10,000	―	20,000	㎡以内	¥600,000	¥320,000	¥430,000
20,000	―	50,000	㎡以内	¥800,000	¥500,000	¥600,000
50,000	―	100,000	㎡以内	¥1,000,000	¥700,000	¥800,000
		100,000	㎡以上	¥2,000,000	¥1,000,000	¥1,200,000

別表第4　建築設備　（単位：円）

	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
昇降機（エスカレーター、エレベーター）	¥40,000	¥27,000	¥50,000
ホームエレベーター	¥35,000	¥22,500	¥42,000
小荷物専用昇降機	¥30,000	¥18,000	¥36,000

別表第5　工作物　（単位：円）

		確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
下記に該当する場合は、確認検査手数料を減額	同項各号にあげる工作物	¥46,000	¥27,000	¥49,500
工作物［令138条第2項］	同項各号にあげる工作物	※　別途お見積もりいたします		
工作物［令138条第3項］	同項各号にあげる工作物			

※すべて事前相談をいたします。
※上記手数料以外に追加手数料が発生する場合がございますので、次頁もご確認下さい。

【計画変更の手数料】
・変更部分の1/2の面積とする。表3に該当し構造に関する変更が伴わない場合は、手数料の額も1/2の金額
　但し、JBAO以外の機関で直前の確認を受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積
・別表第6の確認申請加算手数料は、当該建築に係る部分の床面積

【用途変更・増築・大規模の修繕及び模様替の手数料】
・申請部分の面積と同一棟の申請以外の延べ面積の1/2の合計面積

【他機関で確認・中間合格証の交付を受けた検査手数料】
・検査手数料+確認手数料の1/2の金額

【JBAOで仮使用認定を受けた完了検査】
・建築物は別途ご相談ください。
・昇降機、工作物　30,000円

別表第6　建築物に関する確認申請加算手数料　（単位：円）

対象種別	算定基準	手数料
天空率を使用した場合	延べ床面積	別表第1～3による手数料の10% （下限値　5000円）
構造の審査を伴う確認申請の場合	構造の棟数	¥10,000
避難安全検証法を用いた場合	当該面積の合計	別表第3による手数料の10%
耐火性能検証法、防火区画検証法を用いた場合	当該床面積の合計	別表第3による手数料の10%
限界耐力計算法エネルギー法	構造の棟数	¥10,000
許容応力度等計算法（構造計算ルート2）を用いた場合	申請建物の構造毎の床面積 0㎡～1,000㎡以内	¥80,000
	申請建物の構造毎の床面積 1,000㎡超～2,000㎡以内	¥130,000
	申請建物の構造毎の床面積 2,000㎡超～10,000㎡以内	¥150,000
	申請建物の構造毎の床面積 10,000㎡超～50,000㎡以内	¥200,000
	申請建物の構造毎の床面積 50,000㎡超	¥350,000

別表第7　検査料に関する加算手数料　　※島嶼部は別途お見積りいたします。　（単位：円）

地　　域		出張費	交通費
地域：A	東京都	¥1,000	¥1,000
地域：B	千葉県・埼玉県・神奈川県	¥2,000	¥2,000
地域：C	茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県	¥10,000	¥10,000
上記以外の地域（km）　JBAOからの距離		出張費	交通費
地域：D	300以内	¥20,000	¥20,000
地域：E	300　ー　500以内	¥20,000	¥30,000
地域：F	500　ー　750以内	¥20,000	¥40,000
地域：G	750　ー　1000以内	¥20,000	¥60,000
地域：H	1000以上	¥20,000	¥70,000

注1）上記金額は確認検査員一名当たりの料金です。

注2）検査対象面積が2.000㎡を超える場合で、弊社が必要と認める場合においては、 検査員と補助員の2名となり、2名分の割増料金を加算いたします。

注3）検査時間連絡後のお客様（申請者）の都合による検査予定日の変更、取消に関しては、変更、取消手数料を 下記の通り別に申し受けます。

検査予定日より3営業日前	支払総金額の20%
検査予定日より2営業日前	支払総金額の30%
検査予定日の1営業日前	支払総金額の50%
検査予定日当日	支払総金額の100%

別表第8　建築物省エネ法にかかる適合義務のある建築物の完了検査加算手数料

対象種別	加算手数料
直前の省エネ適合性判定をJBAOか受けている完了検査	完了検査手数料　×　25%　× $\frac{\text{当該省エネ適合性判定を要する部分の床面積}}{\text{検査対象床面積}}$
直前の省エネ適合性判定をJBAOから受けていない完了検査	完了検査手数料　×　40%　× $\frac{\text{当該省エネ適合性判定を要する部分の床面積}}{\text{検査対象床面積}}$
一定範囲内の省エネ性能が低下する変更（ルートB）の審査	JBAO　建築物省エネ法判定料金（税抜き）　×　30%

別表第9　仮使用認定手数料　（単位：円）

床面積の合計				建築物の用途	
				一戸建ての住宅・長屋・共同住宅・寄宿舎	左記以外
0	―	100	㎡以内	¥52,200	¥58,000
100	―	200	㎡以内	¥64,800	¥72,000
200	―	500	㎡以内	¥90,000	¥100,000
500	―	1,000	㎡以内	¥153,000	¥170,000
1,000	―	2,000	㎡以内	¥223,200	¥248,000
2,000	―	3,000	㎡以内	¥243,000	¥270,000
3,000	―	4,000	㎡以内	¥270,000	¥300,000
4,000	―	5,000	㎡以内	¥299,700	¥333,000
5,000	―	7,000	㎡以内	¥360,400	¥424,000
7,000	―	10,000	㎡以内	¥386,750	¥455,000
10,000	―	20,000	㎡以内	¥476,000	¥560,000
20,000	―	50,000	㎡以内	¥603,000	¥670,000
50,000	―	100,000	㎡以内	¥945,000	¥1,050,000
100,000	―	200,000	㎡以内	¥1,350,000	¥1,500,000
昇降機				¥50,000	
工作物［令138条第1項］				¥49,500	

【仮使用認定の変更申請】

仮使用部分の区画の位置に変更がない場合は1/2の額、床面積が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積以外の部分の床面積と増加する床面積について算出した額の合計

【仮使用認定に係る届出】

軽微変更は30,000円、それ以外の届出は別表第10の額

【JBAO以外で確認、中間を受けている場合の仮使用認定手数料】

上記金額の1/2を加算

別表第10　届出手数料　（単位：円）

種　　別		手数料
工事取止届		¥2,000
工事監理者届		¥2,000
工事施工者届		¥2,000
建築主変更届		¥2,000
記載事項訂正届		¥1,000
再交付		¥10,000
軽微変更	軽易なもの（一戸建て）	¥2,000
	軽易なもの（上記以外）	¥4,000
	慎重な審査を要するもの	対象変更面積の1/2の手数料
追加説明書	完了検査後に提出	計画変更と同額

別表第11　確認検査手数料の減額について

下記に該当する場合は、確認検査手数料を減額できる場合があります。

①継続的に多くの申請件数が見込まれる場合　（年間件20件程度）
②申請される建築物等が類似しており、確認、検査等の業務が効率的に実施できるとJBAOが判断した場合
③審査が簡易的なもであるとJBAOが判断した場合